

(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業

## 入札説明書



平成18年7月6日

東 根 市

< 目 次 >

I	事業内容に関する事項	3
1	事業の概要	3
2	事業のスケジュール（予定）	6
3	事業に必要と想定される根拠法令等	6
II	入札に関する事項	8
1	事業者の選定	8
2	入札参加者の備えるべき参加要件等	8
3	入札の実施	11
III	落札者選定等に関する事項	19
1	落札者の選定方式	19
2	審査委員会の設置	19
3	落札者選定の実施	19
4	落札者の決定・公表	20
IV	事業契約等に関する事項	21
1	基本協定の締結	21
2	特別目的会社の設立	21
3	選定事業者との事業契約の調印（仮契約）	21
4	事業契約の市議会における議決（効力の発生）	22
5	契約保証金	22
6	支払条件等	22
7	工事保険等	31
V	事業実施に関する事項	32
1	選定事業者の権利義務に関する事項	32
2	市と選定事業者の責任分担	32
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	32
4	土地の使用等	33
5	市による事業の実施状況のモニタリング	33
VI	その他に関する事項	40
1	情報の提供	40
2	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	40
3	金融機関等と市の協議（直接協定）	40
VII	提出書類等の一覧	42

本入札説明書は、東根市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき特定事業として選定した「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業」を実施するに当たり、入札参加者を対象に交付(公表)するものである。

事業の基本的な考え方については、平成18年4月6日に公表した「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 実施方針等」と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問回答及び意見を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な入札書等及び入札提案書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)とする。

- 1 「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 様式集」  
(以下「様式集」という。)
- 2 「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 要求水準書(添付資料・別冊資料を含む。)」  
(以下「要求水準書」という。)
- 3 「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 落札者決定基準」  
(以下「落札者決定基準」という。)
- 4 「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 基本協定書(案)」  
(以下「基本協定書(案)」という。)
- 5 「(仮称)東根市学校給食共同調理場整備等事業 事業契約書(案)」  
(以下「事業契約書(案)」という。)

なお、本入札説明書等と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答に相違がある場合は、本入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、本入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針等に関する質問回答及び本入札説明書等に関する質問回答によることとする。このとき、本入札説明書等に関する質問回答を優先するものとする。

# I 事業内容に関する事項

## 1 事業の概要

### (1) 事業名称

(仮称) 東根市学校給食共同調理場整備等事業 (以下「本事業」という。)

### (2) 事業に供される公共施設等の種類

学校給食共同調理場 (本体施設とともに附帯施設を含む、以下「施設等」という。)

### (3) 公共施設等管理者の名称

東根市長 土田 正剛

### (4) 事業目的

学校給食は、学校教育活動の一環として実施する事業であり、児童生徒の心身の健全な発達に資し、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養い、学校生活を豊かにし明るい社交性を養い、食生活の合理化・栄養の改善及び健康の増進を図り、食糧の生産・配分及び消費について正しい理解に導くとともに、成長期にある子供たちに栄養バランスのとれた食事を提供することを目指し、継続的かつ計画的に実施しなければならないものである。

しかしながら、現東根市学校給食共同調理場は、昭和 47 年の建設から既に 34 年が経過しているため老朽化が進み、衛生管理の強化が求められている現在、現有施設で対応することは難しくなっているため、本事業により新たな施設の整備を行うものである。

これにより、課題を解消すると同時に、市民の期待に応える、より良い学校給食の提供を目指し、効率的かつ効果的な整備等事業とするため、PFI法に基づき実施するものとし、以下に掲げる事項を期待するものである。

- 1) 民間の経営能力及び技術能力により、施設等の衛生的かつ機能的な整備を図り、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務においては、確実な衛生管理のもとで安全でおいしい給食の提供を図る。
- 2) 施設等の整備業務は、環境の保全に十分に配慮したものとする。
- 3) 施設等の整備業務及び施設等の維持管理業務とともに、給食の運営等業務 (調理業務等を含む。) を業務範囲に含めることで、より高いVFM (Value For Money) が得られ、財政支出の削減が図れる。
- 4) 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供にも対応した施設等とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。

### (5) 事業計画地

- 1) 計画地位置 東根市大字東根元東根字一本木 6032 外
- 2) 計画地面積 7,730 m<sup>2</sup>
- 3) 隣接道路 市道大森線 (現況幅員約 4~5m)  
※ 本事業とは別途に市が行う事業において拡幅工事を計画している。
- 4) 地域地区 工業専用地域  
防火指定なし (法 22 条区域)  
都市計画区域内 (市街化区域設定なし)

- 5) 形態規制 建ぺい率 60%  
容積率 200%

(6) 施設等の概要

- 1) 供給能力 1日当たり 4,500食（食缶方式）  
内訳：小学校 8校 3,000食、中学校 5校 1,500食  
※ 平成 23 年 4 月から小学校が 1 校分離新設される予定であり、提供給食数はおおむね変更ないが、配送・回送業務等に変更が生じるので留意すること。なお、具体的には、「【添付資料 11】年度別学年別クラス数推移」を参照すること。
- 2) 施設規模 1日当たり 4,500食の供給能力を有する施設等とし、具体的な面積は選定事業者の提案による。
- 3) 主要機能 本事業に必要な主要機能は、以下に掲げるとおりとする。

区分		必要な主要機能
本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、調理室、和え物室、アレルギー対応食室、コンテナ室、洗浄室、前室、廃棄庫、雑品庫、油庫 等
	事務エリア	事務職員用事務室、会議室、書庫、事務職員用更衣室、調理員用更衣室、調理員用休憩室、事務職員・外来用便所、調理員用便所、多目的便所 等
	その他エリア	玄関ホール、調理場見学通路、残滓処理室 等
附帯施設(外構を含む)		ゴミ置場、有価物置場、廃水処理施設、受水槽、駐車場、構内通路、門扉、囲障・フェンス 等

(7) 事業手法

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地（事業計画地）に選定事業者自らが新たに施設等を調査・設計、建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移転し、選定事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。なお、選定事業者の業務内容の範囲を越える業務については、市が実施するものとする。また、本事業は、以下に掲げる事項を十分に踏まえて実施するものとする。

- 1) 食品衛生上の技術的水準を高めるため、ドライシステム導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入する。
- 2) 「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省平成 9 年 4 月 1 日制定）に適合するとともに、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた衛生管理を実施する。
- 3) 施設等の防音対策、脱臭対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮する。
- 4) 施設等の整備業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務に当たっては、省エネルギーに努めるとともに、環境負荷の低減に配慮する。
- 5) 調理場における廃棄物（給食の残滓を含む。）の発生及び排出を抑制し、再利用・再資源化等を促進することにより、その減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図る。

## (8) 業務の内容及び範囲

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下に掲げるとおりとする。

### 1) 施設等の整備業務

- ア 施設等の整備に係る調査業務及び関連業務
- イ 施設等の整備に係る設計業務及び関連業務
- ウ 施設等の整備に係る建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
- エ 施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務
- オ 施設等の整備に係る施設備品調達業務
- カ 施設等の整備に係る工事監理業務
- キ 施設等の整備に係る周辺家屋影響調査・対策
- ク 施設等の整備に係る電波障害調査・対策
- ケ 施設等の整備に係る近隣対応・対策
- コ 施設等の所有権移転（引渡し）に係る一切の業務
- サ 上記各項目に伴う各種申請等業務

### 2) 施設等の維持管理業務

- ア 施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- イ 施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- ウ 施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
- エ 施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
- オ 施設等の維持管理に係る清掃業務
- カ 施設等の維持管理に係る警備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

### 3) 給食の運営等業務

- ア 給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
- イ 給食の運営等に係る衛生管理業務
- ウ 給食の運営等に係る配送・回送業務
- エ 給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務
- オ 給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
- カ 給食の運営等に係る開業準備業務
- キ 上記各項目に伴う各種申請等業務

なお、給食の運営等に関して市が直接実施する主な業務は、献立表作成業務、食材調達業務、食材検収業務、配膳業務及び給食費の徴収管理業務等とする。また、米飯・パン・ソフト麺・中華麺・牛乳については、(財)山形県学校給食会から学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営等業務に含まない。市においては、将来にわたり、米飯設備を本施設に併設する計画はない。

## (9) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の市議会における議会の議決を得られた日から平成 35 年 3 月 31 日までとする。

## 2 事業のスケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、以下のとおりとする。

平成18年12月上旬	最優秀提案者の選定 落札者の決定・公表
平成18年12月中旬 平成19年 1月下旬	基本協定の締結 審査講評の公表 事業契約の文言明確化等
平成19年 2月上旬	選定事業者との事業契約の調印（仮契約）
平成19年 3月下旬	事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）
平成19年 3月～平成20年 3月	施設等の整備業務（調査・設計、建設）期間
平成20年 3月	施設等の引渡し
平成20年 4月～平成35年 3月	施設等の維持管理業務、給食の運営等業務期間
平成35年 3月	事業契約の完了

※ 施設等の引渡し予定日は平成20年3月31日とする。

## 3 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号、以下「基本方針」という。）のほか、以下に掲げる関連の各種法令等及び要綱・基準等によることとする。

<法令等>

- (1) 学校保健法（昭和33年法律第56号）
- (2) 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- (4) 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第86号）
- (8) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- (9) 水道法（昭和32年法律第177号）
- (10) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）
- (12) 健康増進法（平成14年法律第103号）
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- (15) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (16) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (17) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (18) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (21) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (22) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (23) 山形県福祉のまちづくり条例（平成 11 年山形県条例第 32 号）
- (24) 山形県建築基準条例（昭和 36 年山形県条例第 15 号）
- (25) 山形県屋外広告物条例（昭和 49 年山形県条例第 59 号）
- (26) 東根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年東根市条例第 4 号）
- (27) 東根市環境基本条例（平成 12 年東根市条例第 41 号）
- (28) その他関係法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む。）についても遵守のこと。

<要綱・基準等>

- (1) 学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成 9 年 4 月 1 日制定）
- (2) 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日厚生省衛食第 85 号）
- (3) 学校給食事業における安全衛生管理要綱（昭和 48 年労働基準局長通知基発第 107 号）
- (4) 学校環境衛生の基準（文部省平成 4 年 6 月 23 日裁定）
- (5) 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 3 号）
- (7) 東根市中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱（平成 9 年 12 月 4 日東根市告示第 49 号）
- (8) 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (9) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (10) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- (11) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (12) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (13) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (14) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- (15) その他関連する建築学会等の基準・指針等

## II 入札に関する事項

### 1 事業者の選定

市は、最優秀提案者の選定及び落札者の決定について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第 167 条の 10 の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力並びに設計・建設・維持管理・運営能力等）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

### 2 入札参加者の備えるべき参加要件等

#### (1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、必ず、施設等の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、施設等の整備業務のうち建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、施設等の維持管理業務を担当する者（以下「維持管理企業」という。）、給食の運営等業務を担当する者（以下「運営企業」という。）で構成されるものとし、必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を含むことができる。

入札参加者は、単独企業（設計、建設、維持管理、運営等を単独の企業で実施する、以下「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。入札参加グループの場合は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業を、入札参加グループの構成員という。

いずれの場合も、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の名称等について明らかにすること。

なお、施設等の整備業務のうち「施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務」及び施設等の維持管理業務のうち「施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等保守管理業務」については、その他企業が当該業務を担当することができるものとする。

また、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業は、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

なお、施設等の整備業務のうち「施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務」、施設等の維持管理業務のうち「施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等保守管理業務」及び給食の運営等業務のうち「給食の運営等に係る配送・回送業務」を協力企業に再委託（再発注）する場合は、入札書等及び入札提案書類の提出時に、これら協力企業の名称等について明らかにすること。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- 1) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- 2) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。

- 3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書により参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行い、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）の前日までかつ市が承諾した場合にかぎり、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。
- 4) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、落札した入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、再受託（再受注）することを妨げない。

## (2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計企業、建設企業、運営企業は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。また、設計企業、建設企業、運営企業は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。なお、維持管理企業並びにその他企業については、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとし、特段の資格要件を設けない。

### 1) 設計企業

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- イ 平成 18 年度東根市入札参加資格者名簿に業種区分「建築関係コンサル」で登録をしていること。
- ウ HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
- ※ 工事監理は、設計企業が実施すること。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合は、当該設計企業以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計企業と同じとする。

### 2) 建設企業

- ア 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 平成 18 年度東根市入札参加資格者名簿に工事種目「建築」で登録をし、競争参加資格に関する確認基準日直近の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が、750 点以上であること。

### 3) 運営企業

- ア HACCP 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。
- イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。
- ① 学校給食施設における調理業務

② 公的施設における集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務

③ 民間施設で3,000食/日以上調理施設における調理業務

### (3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- 2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者。
- 3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者は除く。）
- 5) 東根市建設工事入札参加有資格事業者指名停止基準による指名停止の期間中である者。
- 6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
- 7) 直近2年間の法人税、消費税又は法人市民税を滞納している者。
- 8) 市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

※ なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう（以下同じ。）。

- 9) 市が本事業について、アドバイザリー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザリー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、石井法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）。

### (4) 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき競争参加資格（「(1)入札参加者の参加要件、(2)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、(3)入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件」をいう（以下同じ。））に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

なお、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき競争参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を超える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

### 3 入札の実施

入札に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

平成18年 7月 6日(木)～ 7月12日(水)	(1) 入札説明書等の公表（交付）
7月11日(火)	(2) 入札説明書等に関する説明会
7月11日(火)	(3) 事業計画地説明会
7月11日(火)～ 7月18日(火)	(4) 入札説明書等に関する質問の受付（1回目）
7月31日(月)～8月 4(金)	(5) 別冊資料の閲覧
8月 2日(水)	(6) 各学校説明会
8月 8日(火)	(7) 入札説明書等に関する質問回答の公表（1回目）
8月23日(水)～ 8月28日(月)	(8) 入札説明書等に関する質問の受付（2回目）
9月12日(火)	(9) 入札説明書等に関する質問回答の公表（2回目）
10月 2日(月)～10月 5日(木)	(10) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
10月 6日(金)	(11) 競争参加資格確認審査の結果の通知
10月 6日(金)～10月13日(金)	(12) 競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付
10月20日(金)	(13) 競争参加資格がないとされた理由の回答
10月20日(金)まで	(14) 入札辞退の受付
10月23日(月)	(15) 入札書等及び入札提案書類の受付
10月23日(月)	(16) 入札書の開札

#### (1) 入札説明書等の公表（交付）

入札説明書等の公表（交付）を以下の要領で行う。

##### 1) 公表（交付）日時及び場所

ア 公表（交付）日時 / 平成18年7月6日（木）から7月12日（水）、ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間

イ 公表（交付）場所 / 本事業に関する窓口

##### 2) 市のホームページによる公表（交付）

ア なお、入札説明書等の公表（交付）は、市のホームページにおいても行う。

イ ホームページアドレス：<http://www.city.higashine.yamagata.jp>

#### (2) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を以下の要領で行う。

**1) 開催日時及び場所**

- ア 開催日時 / 平成 18 年 7 月 11 日 (火) 午後 1 時 30 分から
- イ 開催場所 / 東根市役所 4 階会議室

**2) 受付日時及び場所**

- ア 受付日時 / 平成 18 年 7 月 6 日 (木) から 7 月 10 日 (月) 午後 5 時まで
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

**3) 参加申込方法**

- ア 申込方法 / 入札説明書等に関する説明会への参加を希望する民間事業者等は、<様式 1 > に所定の事項を記載のうえ、電子メール (添付ファイル) により送付するものとし、電話、ファクスでの受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「P F I 説明会参加申込」とし、使用するソフトはWORD97 以降 (Windows 対応) とすること。
- イ 電子メールアドレス : [project@city.higashine.yamagata.jp](mailto:project@city.higashine.yamagata.jp)

**4) 当日連絡先**

東根市総務部プロジェクト推進課 : 0237-42-1111 (内線 3121)

**(3) 事業計画地説明会**

事業計画地の状況等を確認するための事業計画地説明会を以下の要領で行う。

**1) 開催日時及び場所**

- ア 開催日時 / 平成 18 年 7 月 11 日 (火) 午後 4 時から
- イ 開催場所 / 東根市大字東根元東根字一本木 6032 外

**2) 受付日時及び場所**

- ア 受付日時 / 平成 18 年 7 月 6 日 (木) から 7 月 10 日 (月) 午後 5 時まで
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

**3) 参加申込方法**

- ア 申込方法 / 事業計画地説明会への参加を希望する民間事業者等は、<様式 1 > に所定の事項を記載のうえ、電子メール (添付ファイル) により送付するものとし、電話、ファクスでの受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「P F I 説明会参加申込」とし、使用するソフトはWORD97 以降 (Windows 対応) とすること。
- イ 電子メールアドレス : [project@city.higashine.yamagata.jp](mailto:project@city.higashine.yamagata.jp)

**4) 当日連絡先**

東根市総務部プロジェクト推進課 : 0237-42-1111 (内線 3121)

**(4) 別冊資料の閲覧**

別冊資料の閲覧を以下の要領で行う。なお、別冊資料は、本入札説明書と一体のものとして取り扱うので、本事業に関する入札を希望する入札参加者 (予定者) は必ず閲覧すること。

※ 別冊資料の内容については、要求水準書の「V 要求水準書の添付資料及び別冊資料」を参照すること。

**1) 閲覧日時及び場所**

- ア 閲覧日時 / 平成 18 年 7 月 31 日 (月) から 8 月 4 日 (金)、ただし、開庁日の午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間
- イ 閲覧場所 / 本事業に関する窓口

## 2) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成 18 年 7 月 28 日 (金) から 8 月 3 日 (木)、ただし、開庁日の午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

## 3) 閲覧申込方法

ア 申込方法 / 別冊資料の閲覧は、原則として閲覧日時内であれば自由とするが、別冊資料の部数等の関係から時間の調整をする。そのため、別冊資料の閲覧を希望する入札参加者(予定者)は、本事業に関する窓口にて電話にて予約をすること。

## (5) 各学校説明会

本事業の給食の運営等に係る配送・回送業務の対象となる各学校の状況等を確認するための各学校説明会を以下の要領で行う。

### 1) 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 平成 18 年 8 月 2 日 (水) 午前 10 時から

イ 開催場所 / 東根市役所正面玄関に集合(市の用意するマイクロバスで移動)

### 2) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成 18 年 7 月 24 日 (月) から 7 月 26 日 (水) 午後 5 時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

### 3) 参加申込方法

ア 申込方法 / 各学校説明会への参加を希望する民間事業者等は、<様式 3>に所定の事項を記載のうえ、電子メール(添付ファイル)により送付するものとし、電話、ファクスでの受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「各学校説明会参加申込」とし、使用するソフトはWORD97以降(Windows対応)とすること。

イ 電子メールアドレス: [project@city.higashine.yamagata.jp](mailto:project@city.higashine.yamagata.jp)

ウ 各学校説明会の参加者は、原則として各民間事業者等 2 名以内とする。なお、合計人数が多くなる場合は、参加者の調整を要請することがある。

### 4) 当日連絡先

東根市総務部プロジェクト推進課: 0237-42-1111(内線 3121)

## (6) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を以下の要領で行う。

### 1) 受付日時及び場所

<1回目>

ア 受付日時 / 平成 18 年 7 月 11 日 (火) から 7 月 18 日 (火) 午後 5 時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

<2回目>

ア 受付日時 / 平成 18 年 8 月 23 日 (水) から 8 月 28 日 (月) 午後 5 時まで

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

### 2) 質問提出方法

ア 提出方法 / 入札説明書等に関する質問がある民間事業者等は、<様式 2>にその内容を簡潔に記載のうえ、電子メール(添付ファイル)により送付するものとし、電話、

ファクスでの受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「P F I 入札説明書等質問」とし、使用するソフトはWORD97以降（Windows 対応）とすること。

イ 電子メールアドレス： [project@city.higashine.yamagata.jp](mailto:project@city.higashine.yamagata.jp)

ウ 提出確認 / 電子メールにより受領した場合は、本事業に関する窓口から受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

## (7) 入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関する質問回答の公表を以下の要領で行う。

### 1) 公表日時及び場所

<1回目>

ア 公表日時 / 平成 18 年 8 月 8 日（火）

イ 公表場所 / 市のホームページ

ウ ホームページアドレス： <http://www.city.higashine.yamagata.jp>

<2回目>

ア 公表日時 / 平成 18 年 9 月 12 日（火）

イ 公表場所 / 市のホームページ

ウ ホームページアドレス： <http://www.city.higashine.yamagata.jp>

## (8) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付

入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付を以下の要領で行う。

### 1) 受付日時及び場所

ア 受付日時 / 平成 18 年 10 月 2 日（月）から 10 月 5 日（木）、ただし、開庁日の午前 9 時から 12 時及び午後 1 時から 5 時の間

イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

### 2) 確認申請方法

ア 本事業に関する入札を希望する入札参加者は、競争参加資格を満たすことを証明するため、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出して、市から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

イ 入札参加者の備えるべき競争参加資格に関する確認基準日は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付期限日とする。

ウ 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、<様式 4 >から<様式 11 >に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送での受付は行わない。

エ なお、受付期限日までに入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないとされた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

オ また、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書等及び入札提案書類の受付期限日（開札日）において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に掲げる要件の 1 つでも満たさない場合は、当該入札参加者は競争参加資格を失うことになり、本事業の入札に参加することができない。

カ 市は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を受領した場合、当該書類に受付印を押し、その写しを申請者に交付する。ただし、この写しをもって、競争参加資格に関する確認を受けたことにはならないので注意すること。

### **3) 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の取扱い**

- ア 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を、競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- イ 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ウ 提出された入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

### **(9) 競争参加資格確認審査の結果の通知**

競争参加資格確認審査の結果は、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出した入札参加者に対して、書面により平成18年10月6日（金）に市から通知する。

### **(10) 競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付**

競争参加資格がないとされた理由の説明請求の受付を以下の要領で行う。

#### **1) 受付日時及び場所**

- ア 受付日時 / 平成18年10月6日（金）から10月13日（金）、ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

#### **2) 説明請求方法**

ア 競争参加資格がないとされた入札参加者は、その理由について説明を請求することができる。当該理由の説明請求は、必ず書面（様式は自由）によるとともに、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送での受付は行わない。

### **(11) 競争参加資格がないとされた理由の回答**

競争参加資格がないとされた理由の説明請求を受けた場合は、当該請求者に対して、平成18年10月20日（金）までに書面により回答する。

### **(12) 入札辞退の受付**

#### **1) 受付日時及び場所**

- ア 受付日時 / 平成18年10月6日（金）から10月20日（金）、ただし、開庁日の午前9時から12時及び午後1時から5時の間
- イ 受付場所 / 本事業に関する窓口

#### **2) 提出方法**

ア 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者で、本事業に関する入札を辞退しようとする場合は、＜様式13＞に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ持参により提出するものとし、郵送での受付は行わない。

### **(13) 入札書等及び入札提案書類の受付**

入札書等及び入札提案書類の受付を以下の要領で行う。

#### **1) 受付日時及び場所**

- ア 受付日時 / 平成18年10月23日（月）、ただし、午前9時から12時及び午後1時から2時の間

イ 受付窓口・受付場所 / 東根市総務部財政課・東根市役所 2 階会議室

## 2) 提出方法

ア 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者は、入札書等及び入札提案書類を〈様式 14〉から〈様式 72〉に基づいて作成し、東根市総務部財政課へ持参により提出するものとし、郵送での受付は行わない。

イ 入札書は、任意の封筒に入れ封印をして提出すること。封筒の表には、必ず、「東根市長」及び「入札参加者名」を記載するとともに、「(仮称) 東根市学校給食共同調理場整備等事業に係る入札書在中」の旨を朱書きすること。なお、入札書に記載する「入札金額」については、Ⅱ 3 (14) の「2) 開札方法」を参照すること。

ウ 代理人が入札書を提出する場合は、〈様式 16〉に所定の事項を記載のうえ、添付すること。

エ 市は入札書等及び入札提案書類を確認後、受領書を発行する。

## 3) 入札保証金

入札保証金は、東根市財務規則第 97 条第 2 号の規定により免除する。

## 4) 予定価格

本事業の入札に関して市が定める予定価格は、金 4,144,000,000 円である。また、本事業に関する債務負担行為(予定価格と同額)については、平成 18 年 6 月 14 日に、東根市議会の議決を得ている。

## 5) 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、落札の決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれかが、入札書等及び入札提案書類の受付期限日(開札日)において、入札参加者の備えるべき競争参加資格に掲げる要件の 1 つでも満たさない場合は、当該入札参加者は競争参加資格を失うことになり、本事業に関する入札の資格がない者に該当する。

ア 本事業に関する入札の資格がない者の行った入札

イ 競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者の代表者以外の者が行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人の行った入札

エ 競争参加資格確認申請書等、その他の一切の提出書類に虚偽の記載をした者の入札

オ 記名押印を欠いた入札

カ 入札金額を訂正した入札

キ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 本事業に関する入札において、他の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

## 6) 入札の中止等

入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (14) 入札書の開札

入札書の開札を以下の要領で行う。

### 1) 開札日時及び場所

ア 開札日時 / 平成 18 年 10 月 23 日 (月) 午後 2 時 30 分

イ 開札場所 / 東根市役所 2 階会議室

### 2) 開札方法

入札参加企業の代表者又はその代理人及び入札参加グループの代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内である入札参加者を発表する。発表された入札参加者は、その後の落札者の決定の対象となる。また、入札参加者の入札した入札金額は、開札の段階では公表しないものとする。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」が対象とする範囲とそれぞれの関係は、以下のとおりである。

ア 入札金額 (入札書に記載する金額) = A + B + C + D

イ 契約金額 (契約書に記載する金額) = 入札金額 + (A + C + D) × 5/100

(消費税及び地方消費税相当額を加算、1 円未満の端数を切り捨て)

ウ 予定価格 (市が定める価格、対象とする範囲は「契約金額」に同じ)

(凡例) A 施設等の整備業務に対する対価 (一時金と割賦金からなる)

B 施設等の整備業務に関する金利支払額 (割賦金の分のみ)

C 施設等の維持管理業務に対するサービス対価

D 給食の運営等業務に対するサービス対価

## (15) 入札に関する留意事項

### 1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書等及び入札提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

### 2) 費用負担

入札参加者の入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3) 入札書等及び入札提案書類の取扱い

ア 公表等及び著作権等

本事業に関する入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は入札提案書類の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

本事業に関する入札提案書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ウ 提出された入札書等及び入札提案書類等は返却しない。

エ 提出された入札書等及び入札提案書類等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

**4) 市からの提示書類の取扱い**

市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

**5) 入札参加者の複数案の禁止**

入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。

**6) 使用言語、単位及び時刻**

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### Ⅲ 最優秀提案者の選定及び落札者の決定・公表に関する事項

#### 1 落札者の決定方式

本事業に関する入札は、入札金額と入札金額以外の要素を総合的に評価し、審査委員会が最も優れた提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定し、市が審査委員会の選定結果を受けて落札者を決定する総合評価一般競争入札方式によるものとする。

#### 2 審査委員会の設置

最優秀提案者の選定は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会（「東根市PFI事業審査委員会設置要綱（平成17年7月4日告示第33号）」に基づき設置、本入札説明書において「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会委員

区分	氏名	役職	適要
委員長	相羽 康郎	東北芸術工科大学環境デザイン学科教授	建築関係
職務代理	武田 新市	東根市助役	行政関係
委員  (五十音順)	上野 和子	社団法人 山形県栄養士会会長	調理関係
	植村 義弘	黒沼共同会計事務所公認会計士	会計関係
	香川 浩	スタジオ香川元東北芸術工科大学助手	建築関係
	田村 朝子	山形大学地域教育文化学部助教授	調理関係
	山本 達也	日本政策投資銀行東北支店企画調査課長	金融関係

#### 3 最優秀提案者の選定の実施

最優秀提案者の選定に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

平成18年12月上旬	(1) 最優秀提案者の選定
------------	---------------

##### (1) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定のための提案審査を以下の項目で行う。詳細については、落札者決定基準によるものとする。

##### 1) 提案審査（基礎審査）

###### ア 競争参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

###### イ 入札金額に関する適格審査

入札書の開札により、入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格を超えている場合は失格とし、当該入札参加者に通知する。また、開札したすべての入札参加者の、入札金額に基づいて算定された

契約金額が、市が定めた予定価格を超えている場合でも再入札は行わない。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、Ⅱ 3 (14)の「2) 開札方法」を参照すること。

ウ 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、落札者決定基準に定める基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

**2) 提案審査（定性審査）**

- ア 事業計画に関する提案審査
- イ 施設計画等に関する提案審査
- ウ 維持管理計画に関する提案審査
- エ 運営等計画に関する提案審査
- オ 提案全体に関する提案審査

**3) 提案審査（価格審査）**

- ア 入札金額に関する提案審査

**4) ヒアリングの実施**

提案審査において、必要に応じて入札参加者に対して入札提案書類に関するヒアリングを行うことがある。ヒアリングを行う場合の開催日時（平成 18 年 12 月 1 日の予定）、開催場所（東根市役所内の予定）、準備書類（原則として、入札提案書類以外の提出を認めない予定）等については、事前に入札参加者へ通知する。

**4 落札者の決定・公表**

落札者の決定・公表に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

平成 18 年 12 月上旬	(1) 落札者の決定・公表
平成 19 年 1 月下旬	(2) 審査講評の公表

**(1) 落札者の決定・公表**

- 1) 審査委員会による最優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定する。
- 2) 落札者の決定の結果は、速やかに入札参加者に対して文書で通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。電話等による問い合わせには応じない。

**(2) 審査講評の公表**

P F I 法第 8 条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者と基本協定を締結した後に公表する。

## IV 事業契約等に関する事項

事業契約等に係る手順及びスケジュールは、以下のとおりとする。

平成 18 年 12 月中旬	(1) 基本協定の締結
平成 19 年 1 月下旬	(2) 特別目的会社の設立
2 月上旬	(3) 選定事業者との事業契約の調印（仮契約）
3 月下旬	(4) 事業契約の市議会における議決（効力の発生）

### 1 基本協定の締結

落札者は、落札者の決定の通知を受けてから速やかに、市を相手方として、事業契約の調印（仮契約）に向けて必要となる事項等について、基本協定を締結する。

落札者の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。また、市の事由により基本協定の締結に至らなかった場合は、落札者は損害賠償を請求することができる。

### 2 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者と同じ、以下「選定事業者」という。）を東根市内に設立する。

なお、入札参加者による、選定事業者に対する出資比率の合計は、全体の 100 分の 50 を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加グループの代表企業、建設企業及び運営企業は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者が選定事業者に出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで選定事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 3 選定事業者との事業契約の調印（仮契約）

#### (1) 事業契約の調印（仮契約）の手順等

選定事業者は、平成 18 年度 2 月上旬を目処に、市を相手方として、事業契約書（案）及び入札提案書類に基づき、事業契約の調印（仮契約）をしなければならない。事業契約において、選定事業者が実施すべき施設等の整備業務（調査・設計、建設）、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務等に関する業務内容、支払金額、支払方法等を定める。

#### (2) 事業契約の内容の変更

事業契約の調印（仮契約）に当たっては、軽微な事項を除き、入札説明書等並びに落札者の入札書等及び入札提案書類に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

#### (3) 事業契約の締結に至らなかった場合

選定事業者の事由により事業契約の調印（仮契約）に至らなかった場合は、市は違約金として入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することができる。また、市の事由によ

り事業契約の調印（仮契約）に至らなかった場合は、選定事業者は損害賠償を請求することができる。

なお、市及び選定事業者の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の調印（仮契約）に至らなかった場合は、市及び選定事業者（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

#### **(4) 事業契約の締結に係る費用の負担**

事業契約の調印（仮契約）に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

### **4 事業契約の市議会における議決（効力の発生）**

本事業は、P F I 法第 9 条の規定により、市議会の議決を得たときに効力を生じるものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者（落札者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

### **5 契約保証金**

(1) 選定事業者は、設計及び建設工事等の履行を保証するため、事業契約の締結後速やかに、施設等の引渡しまでの間、以下に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、5) の場合において、市を被保険者とした場合は、直ちにその保証証券を市に提出し、選定事業者等を被保険者とした場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する。

1) 契約保証金の納付

2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

3) 施設等の建設に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

4) 施設等の建設に係る債務の履行を保証する工事履行保証証券による保証

5) 本契約に定める債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 保証の金額は、施設等整備費相当分（ただし、「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」を除く。）の 100 分の 10 とする。

(3) 契約金額の変更があった場合、保証の金額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、市は、選定事業者に対し保証の金額の増額を請求することができ、一方、選定事業者は、市に対し保証の金額の減額を請求することができる。

### **6 支払条件等**

#### **(1) 支払の構成**

市の選定事業者に対する支払（サービス購入費）は、施設等整備費相当分、施設等維持管理費相当分及び給食運営等費相当分で構成される。なお、それぞれに含まれる項目は、以下のとおりである。

選定事業者に対する支払（サービス購入費）の内訳	
施設等整備費相当分	
A	施設等の整備業務に対する対価（一時金分と割賦金分からなる）
ア	施設等の整備に係る調査業務及び関連業務
イ	施設等の整備に係る設計業務及び関連業務
ウ	施設等の整備に係る建設業務（附帯施設を含む。）及び関連業務
エ	施設等の整備に係る調理設備設置・食器食缶等調達業務
オ	施設等の整備に係る施設備品調達業務
カ	施設等の整備に係る工事監理業務
キ	施設等の整備に係る周辺家屋影響調査・対策
ク	施設等の整備に係る電波障害調査・対策
ケ	施設等の整備に係る近隣対応・対策
コ	施設等の所有権移転（引渡し）に係る一切の業務
サ	上記各項目に伴う各種申請等業務
シ	その他費用 選定事業者の開業に要する諸費用、建中金利・保険料、選定事業者の資金調達に要する諸費用、その他施設等の整備業務に関して初期投資として必要となる諸費用
A'	施設等の整備業務に関する消費税及び地方消費税相当額（一時金分と割賦金分からなる）
B	施設等の整備業務に関する金利支払額（一時金分を除く割賦金分のみ） 上記A（一時金分を除く割賦金分のみ）とA'（一時金分を除く割賦金分のみ）の合計額を割賦元本とした元金均等方式による金利支払額
施設等維持管理費相当分	
C	施設等の維持管理業務に対するサービス対価 ※ 下記アからケの業務に必要となる光熱水費を含む。
ア	施設等の維持管理に係る建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
イ	施設等の維持管理に係る建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
ウ	施設等の維持管理に係る附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕業務を含む。）
エ	施設等の維持管理に係る調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務（調理設備の修繕業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む。）
オ	施設等の維持管理に係る清掃業務
カ	施設等の維持管理に係る警備業務
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	その他費用 選定事業者の管理費（人件費、一般管理費、事務費、保険料等）、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他施設等の維持管理業務に関して必要となる諸費用
C'	施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額
給食運営等費相当分	
D	給食の運営等業務に対するサービス対価（固定料金分と変動料金分からなる） ※ 下記アからケの業務に必要となる光熱水費を含む。
ア	給食の運営等に係る調理業務（下処理業務及び配缶業務を含む。）
イ	給食の運営等に係る衛生管理業務
ウ	給食の運営等に係る配送・回送業務
エ	給食の運営等に係る洗浄・残滓処理業務

オ	給食の運営等に係る運営備品調達業務（食器食缶等調達業務を除く。）
カ	給食の運営等に係る開業準備業務
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	その他費用 選定事業者の管理費(人件費、一般管理費、事務費、保険料等)、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他給食の運営等業務に関して必要となる諸費用
D'	給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額（固定料金分と変動料金分からなる）

※ なお、不動産取得税に関しては、選定事業者が施設等を原始取得し、6か月以内に未使用のまま市に所有権を移転することから、非課税となる。また、施設等の登記に関する諸費用は、入札金額に含めないものとし、選定事業者に費用が発生する場合は、市の負担とする。

## (2) 施設等整備費相当分

### 1) 施設等整備費相当分の内容

#### ア 一時金

市は、施設等整備費相当分の総額のうち一時金として、「A 施設等の整備業務に対する対価」の一時金分 244,893,000 円と「A' 施設等の整備業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の一時金分 12,244,650 円の合計額 257,137,650 円を、施設等の引渡しの完了後速やかに選定事業者に一括して支払う。

#### イ 割賦金

市は、施設等整備費相当分の総額のうち割賦金として、「A 施設等の整備業務に対する対価」の割賦金分と「A' 施設等の整備業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の割賦金分及び「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」の合計額を、施設等の引渡しの完了の翌日から事業契約の完了までの 15 年間にわたって、選定事業者に元金均等方式で支払う。

なお、「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」は、「A 施設等の整備業務に対する対価」の割賦金分と「A' 施設等の整備業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の割賦金分の合計額を割賦元本とした元金均等方式による金利支払額であることに留意すること（※ 消費税の割賦元本化）。このため、市は、施設等の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設等整備費相当分に関する消費税及び地方消費税相当額の変更は行わない。

### 2) 施設等整備費相当分の支払期間・回数等

事業契約に定める施設等整備費相当分の支払を以下の手順で行う。

#### ア 一時金

- ① 施設等の引渡しの完了後速やかに行う。
- ② 選定事業者は、施設等の引渡しの完了後速やかに、市に対して請求書を送付する。
- ③ 市は、適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

#### イ 割賦金

- ① 施設等の引渡しの完了の翌日から事業契約の完了までの 15 年間にわたって年 2 回・計 30 回の元金均等方式で行う。

② 選定事業者は、毎年度の9月末日の翌日（4月から9月分）及び3月末日の翌日（10月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

③ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### 3) 施設等整備費相当分のうち「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」の算定及び改定

ア 「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」の利率は、基準金利の利率と提案によるスプレッドの合計とする。

イ 基準金利の利率は、午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T. S. R）として Telerate17143 ページに表示されている「6か月LIBORベース10年物（円／円）金利スワップレート（入札提案書類の提出時、初回の改定時）」及び「6か月LIBORベース5年物（円／円）金利スワップレート（2回目の改定時）」とする。

ウ 「B 施設等の整備業務に関する金利支払額」にもちいる基準金利の利率は、平成20年3月31日（施設等の引渡し予定日・初回の改定時）の2銀行営業日前のレートと平成30年3月31日（基準金利の改定日・2回目の改定時）の2銀行営業日前のレートを適用して改定を行う。

エ 入札時（入札提案書類の提出時）には、平成18年10月2日に公表される基準金利の利率を使用するものとする。

オ なお、スプレッドの改定は行わない。

### (3) 施設等維持管理費相当分

#### 1) 施設等維持管理費相当分の内容

市は、施設等維持管理費相当分として、「C 施設等の維持管理業務に対するサービス対価」と「C' 施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の合計額を、施設等の引渡しの完了の翌日（施設等の維持管理業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、選定事業者均等方式で支払う。なお、施設等の維持管理業務に対するサービス対価には、これら業務に必要となる光熱水費を含むものとする。

#### 2) 施設等維持管理費相当分の支払期間・回数等

事業契約に定める施設等維持管理費相当分の支払を以下の手順で行う。

ア 施設等の引渡しの完了の翌日（施設等の維持管理業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって年4回・計60回の均等方式で行う。

イ 選定事業者は、毎月の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、選定事業者は、毎四半期の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。

ウ 市は、上記イの報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。

エ 選定事業者は、上記ウの通知を受けた後、毎年度の6月末日の翌日（4月から6月分）、9月末日の翌日（7月から9月分）、12月末日の翌日（10月から12月分）及び3月末日の翌日（1月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。

オ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### 3) 施設等維持管理費相当分の支払額の改定

ア 施設等維持管理費相当分のうち「C 施設等の維持管理業務に対するサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、施設等維持管理費相当分のうち「C' 施設等の維持管理業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「C 施設等の維持管理業務に対するサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

- ① 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数・建物サービス・確報値」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。
- ② 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

- ① 初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（平成18年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数・建物サービス・確報値」の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±3パーセント以上変動した場合に改定する。
- ② 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±3パーセント以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

- ① 平成20年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）  
・  $P_{20} = P_{18} \times (CSPI_{19} / CSPI_{18})$ 、ただし  $|CSPI_{19} / CSPI_{18}| \geq 3$  パーセント

- ② 平成 n 年度の1回当たりの支払額の改定  
<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）  
・  $P_n = P_{18} \times (CSPI_{n-1} / CSPI_{18})$ 、ただし  $|CSPI_{n-1} / CSPI_{18}| \geq 3$  パーセント

- <既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）  
・  $P_n = P_r \times (CSPI_{n-1} / CSPI_{r-1})$ 、ただし  $|CSPI_{n-1} / CSPI_{r-1}| \geq 3$  パーセント

<凡例>

- ・  $P_{18}$  : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{18}$  : 平成18年10月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_{20}$  : 平成20年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{19}$  : 平成19年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_n$  : 平成 n 年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{n-1}$  : 平成n-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_r$  : 平成 r 年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{r-1}$  : 平成r-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $r$  : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・  $(CSPI_{1000} / CSPI_{1000})$  : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (4) 給食運営等費相当分

#### 1) 給食運営等費相当分の内容

ア 固定料金

市は、給食運営等費相当分の総額のうち固定料金として、「D 給食の運営等業務に対する対価」の固定料金分と「D' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当

額」の固定料金分の合計額を、施設等の引渡しの完了の翌日（給食の運営等業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、選定事業者に均等方式で支払う。

固定料金には、給食の運営等業務のうち、調理業務に係る対価、衛生管理業務に係る対価、配送・回送業務に係る対価、洗浄・残滓処理業務に係る対価、運営備品調達業務に係る対価、開業準備業務に係る対価、各種申請等業務に係る対価にあって、提供給食数に関係なく生じる費用が該当するものと想定している。なお、固定料金には、これら業務に必要となる光熱水費を含むものとする。固定料金と変動料金の具体的な構成区分や割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

#### イ 変動料金

市は、給食運営等費相当分の総額のうち変動料金として、「D 給食の運営等業務に対する対価」の変動料金分と「D' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の変動料金分の合計額を、施設等の引渡しの完了の翌日（給食の運営等業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって、選定事業者に変動料金算定基準に基づいて支払う。

変動料金には、給食の運営等業務のうち、調理業務に係る対価、衛生管理業務に係る対価、配送・回送業務に係る対価、洗浄・残滓処理業務に係る対価、運営備品調達業務に係る対価にあって、提供給食数に応じて変動する費用が該当するものと想定している。なお、変動料金には、これら業務に必要となる光熱水費を含むものとする。固定料金と変動料金の具体的な構成区分や割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

## 2) 給食運営等費相当分の支払期間・回数等

事業契約に定める給食運営等費相当分の支払を以下の手順で行う。

#### ア 固定料金

- ① 施設等の引渡しの完了の翌日（給食の運営等業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって年4回・計60回の均等方式で行う。
- ② 選定事業者は、毎月の運営業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、選定事業者は、毎四半期の運営業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。
- ③ 市は、上記②の報告を受けてから7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。
- ④ 選定事業者は、上記③の通知を受けた後、毎年度の6月末日の翌日（4月から6月分）、9月末日の翌日（7月から9月分）、12月末日の翌日（10月から12月分）及び3月末日の翌日（1月から3月分）からそれぞれ30日以内に、市に対して請求書を送付する。
- ⑤ 市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- ⑥ 上記②から⑤の支払手続は、変動料金分と一括して行うものとする。

#### イ 変動料金

- ① 施設等の引渡しの完了の翌日（給食の運営等業務の開始日）から事業契約の完了までの15年間にわたって年4回・計60回の「変動料金算定基準」に基づく方式で行う。

② 変動料金の支払手続は、ア 固定料金の②から⑤の支払手続と一括して行うものとする。

### 3) 給食運営等費相当分の支払額の改定（固定料金及び変動料金）

ア 給食運営等費相当分のうち「D 給食の運営等業務に対するサービス対価」の支払額は、事業期間中の物価変動に対応して改定する。なお、給食運営等費相当分のうち「D' 給食の運営等業務に関する消費税及び地方消費税相当額」の支払額は、「D 給食の運営等業務に対するサービス対価」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。給食運営等費相当分の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動を踏まえた支払額の改定時期は、以下のとおりとする。

① 改定の指数（現指数）：毎年8月次の「企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」（日本銀行調査統計局）の指数を基に算出する。

② 改定の反映：翌年度の4月1日以降の支払額に反映させる。

ウ 物価変動を踏まえた支払額の改定方法は、以下のとおりとする。

① 初回の改定は、本事業の入札日が属する年度（平成18年度）の10月次の「企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」の指数を基に算出した改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

② 2回目以降の改定は、前回改定時の改定の指数に対して、現指数が±1.5パーセント以上変動した場合に改定する。

エ 支払額の算出方法（改定率等）

① 平成20年度の1回当たりの支払額の改定（1回目）

・  $P_{20} = P_{18} \times (CSPI_{19} / CSPI_{18})$ 、ただし  $|CSPI_{19} / CSPI_{18} - 1| \geq 1.5$  パーセント

② 平成 n 年度の1回当たりの支払額の改定

<過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定>（1回目）

・  $P_n = P_{18} \times (CSPI_{n-1} / CSPI_{18})$ 、ただし  $|CSPI_{n-1} / CSPI_{18} - 1| \geq 1.5$  パーセント

<既に改定されたことのある場合の支払額の改定>（2回目以降）

・  $P_n = P_r \times (CSPI_{n-1} / CSPI_{r-1})$ 、ただし  $|CSPI_{n-1} / CSPI_{r-1} - 1| \geq 1.5$  パーセント

<凡例>

- ・  $P_{18}$  : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{18}$  : 平成18年10月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_{20}$  : 平成20年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{19}$  : 平成19年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_n$  : 平成n年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{n-1}$  : 平成n-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $P_r$  : 平成r年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPI_{r-1}$  : 平成r-1年8月の指数/(1+調査月の消費税及び地方消費税率)
- ・  $r$  : 直前(直近)の支払額が改定された年度
- ・  $(CSPI_{1000} / CSPI_{1000})$  : 改定率

※ 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 改定後の1食あたりの変動料金の単価に小数点以下第二位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

#### 4) 変動料金算定基準

ア 「D 給食の運営等業務に対する対価」の変動料金分は、各期（4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に入札参加者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額とする。なお、入札参加者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

#### イ 提供給食数等

##### ① 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校での検食用、市の職員用、ランチタイム事業用が含まれるものとし、市の検食用、選定事業者の検食用、選定事業者の職員用を含まない。なお、提供給食数に含まれない、市の検食用、選定事業者の検食用は、「D 給食の運営等業務に対する対価」の固定料金分に含まれるものとし、選定事業者の職員用は、別途、要請食数に応じて給食費を徴収する。

##### ② 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食の運営等業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（選定事業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数）が3,600人以上4,500人以下となることを保証する。

また、1日当たりの提供給食数が4,500食を超える要求を行わない。

##### ③ 提供給食数の決定方法

市が保証する提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員の異動、ランチタイム事業及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の5日（4月は当月の2日、5日（2日）が市の休日の場合はその前日）までに、市から選定事業者にその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学級閉鎖、ランチタイム事業及び学校行事等の日程変更等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前）の正午までに、市から選定事業者に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

##### ④ 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス200食以内を基本とする。変更給食数がプラス200食を超える場合、選定事業者は200食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス200食を超える場合、予定給食数から200食を減じた食数により変動料金を算定する。

ただし、提供日の2稼動日前よりも相当程度前までに、市から選定事業者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、市と選定事業者で協議できるものとする。

なお、1日当たりの予定給食数及び実施給食数においては、3,600食未満の通知もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。参

考として、平成17年度の給食実施回数（調理場の稼働日）を示す。また、平成17年度の各学校の行事等開催に伴う給食の未提供日の実績については、「【添付資料15】学校別・月別・日別給食供給数実績（参考）」を参照すること。

平成17年度給食実施回数（調理場の稼働日）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
回数	14	19	22	15	10	20	20	20	16	16	20	12	17

ウ 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は以下のとおりとなる。

変動料金の算定基礎となる食数

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス200食以内	・実施給食数	・同左
プラス200食を超える場合	・予定給食数+200食+選定事業者が応諾した食数	・同左
マイナス200食を超える場合	・実施給食数	・予定給食数-200食

エ 選定事業者の職員用給食

本事業の対象外であるが、選定事業者の職員用の給食については、最大50食までを市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費（食材費に変動料金を加算した額）を徴収する。

オ 入札時（入札提案書類の提出時）には、以下の年間提供給食数を使用するものとする。

年間提供給食数

年度	提供給食数
平成20年度	796,760 食
平成21年度	797,480 食
平成22年度	790,640 食
平成23年度	790,820 食
平成24年度	799,477 食
平成25年度	796,121 食
平成26年度	792,766 食
平成27年度	789,450 食
平成28年度	784,573 食
平成29年度	779,735 食
平成30年度	774,898 食
平成31年度	770,060 食
平成32年度	765,300 食
平成33年度	759,175 食
平成34年度	753,128 食

※ 上記食数には、児童生徒用、教職員用、各学校での検食用、市の職員用、ランチタイム事業用を含み、市の検食用、選定事業者の検食用、選定事業者の職員用を含まない。なお、平成23年4月からの分離新設小学校を考慮している。

## 7 工事保険等

選定事業者は、本事業の実施に関連して、自ら又は受託者をして、次の保険に加入又は加入させ、その保険料を負担するものとする。保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく本市へ提示しなければならない。

また、以下の保険以外にリスク対応のために必要とする場合は、提案により加入するものとする。

### (1) 建設工事期間

#### 1) 建設工事保険

保険の契約者	選定事業者又は建設企業
被保険者	選定事業者又は建設企業等
保険の対象	施設等の建設工事費
保険の期間	工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
保険金額（補償額）	建設工事費（建設工事に係る請負代金相当額）
補償する損害	水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### 2) 第三者賠償責任保険

保険の契約者	選定事業者又は建設企業
被保険者	選定事業者又は建設企業等
保険の期間	工事着工日を始期とし、引渡し予定日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

### (2) 維持管理・運営期間

#### 1) 第三者賠償責任保険

保険の契約者	選定事業者又は維持管理企業及び運営企業
被保険者	選定事業者又は維持管理企業及び運営企業
保険の期間	維持管理業務及び運営等業務の開始日を始期とし、事業契約の完了日を終期とする。
てん補限度額（補償額）	対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上 対物：1事故当たり1億円以上
補償する損害	維持管理業務及び運営等業務に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

## V 事業実施に関する事項

### 1 選定事業者の権利義務に関する事項

#### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### (2) 選定事業者の株式の譲渡・担保提供等

本事業を実施するために設立された選定事業者に出資を行ったすべての出資者は、本事業が終了するまで選定事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 債権の譲渡

選定事業者が、市に対して有する施設等の調査・設計、建設及び工事監理並びに施設等の維持管理及び給食の運営等の提供に係る債権は、市の承諾がなければ譲渡することはできない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、市に対して有する施設等の調査・設計、建設及び工事監理並びに施設等の維持管理及び給食の運営等の提供に係る債権に対する質権の設定及び担保提供は、市の承諾がなければ行うことができない。

### 2 市と選定事業者の責任分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設等の整備業務（調査・設計、建設）、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスク分担と責任分担

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）において示すが、事業契約書（案）において示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項**

市は、施設整備に係る国庫支出金を、選定事業者に支払う一時金に充当する。なお、選定事業者は、市が行う国庫支出金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

## **(3) 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて**

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」融資の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、市は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合にあっても、民間金融機関と同等の金利を前提としているので、この点に留意して応募提案を行うこと。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

## **4 土地（事業計画地）の使用等**

土地（事業計画地）は、市所有の行政財産とし、施設等の整備業務、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務に必要な範囲を選定事業者は無償で使用を許可する。

## **5 市による事業の実施状況のモニタリング**

### **(1) モニタリングの実施**

市は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書及び要求水準書に規定された水準並びに入札提案書類において入札参加者が提案した水準（以下「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、事業の実施状況についてモニタリングを行う。

### **(2) モニタリングの費用の負担**

市が行うモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は選定事業者の負担とする。

### **(3) 施設等の整備業務に関するモニタリング**

#### **1) 調査・設計時**

ア 市は、施設等が所定水準にしたがい設計されていることを確認する。市は、当該確認を行うために、施設等の設計状況その他について、選定事業者に事前に通知したうえで、選定事業者に対してその説明を求めることができるものとし、また上記確認のため必要な書類の提出を求めることができる。

イ 選定事業者は、アに定める設計状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力を行うものとし、また設計企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。選定事業者は、調査及び設計（基本的事項決定と実施設計）の完了時その他必要に応じて随時、アの市による確認ができる報告書及び設計図書等を市に提出し、市に内容の確認を受ける。また、選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認等の書類作成を行い、建築確認等の申請を行うとともに、市に事前説明及び事後報告を行う。

ウ 市は、ア、イに基づき説明及び報告等を受け、指摘事項がある場合には、適宜これを選定事業者に伝え、又は意見を述べることができる。

エ 市は、選定事業者への説明要求、選定事業者による説明の実施を理由として、施設等の設計の全部又は一部について、何らの責任を負うものではない。

## 2) 建設時

ア 市は、工事の進捗状況について、随時、選定事業者に対して報告を要請することができ、選定事業者は、市の要請があった場合には速やかに報告を行わなければならない。また、市は、施設等が設計図書にしたがい建設されていることを確認するために、工事について、選定事業者に事前に通知したうえで、選定事業者又は建設企業に対して中間確認の実施と、その報告を求めることができる。

イ 市は、建設期間中、随時、選定事業者に対して質問をし、工事について説明を求めることができる。選定事業者は、市から係る質問を受領した後 14 日（14 日目が市の閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、市に対して回答を行わなければならない。市は、選定事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。

ウ 市は、建設期間中、選定事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、工事に立ち会うことができる。ただし、立ち会い開始に際しては、現場において選定事業者の現場責任者に連絡し、その安全管理上の指示にしたがうものとする。

エ ア、イ、ウに定める報告、中間確認、説明、又は立ち会いの結果、建設状況が所定水準の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、選定事業者に対してその是正を求めることができ、選定事業者は、これにしたがわなければならない。

オ 選定事業者は、建設期間中に実施する施設等の検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとし、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

カ 市は、選定事業者への説明要求又は工事への立ち会いを理由として、施設等の設計、建設の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

キ 選定事業者は、中間確認及び建設状況の確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また必要ある場合には、建設企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

## 3) しゅん工時

ア 市は、施設等のしゅん工時に、選定事業者によって建設された施設等について、所定水準を達成しているか否かを確認する。

イ 選定事業者は、アに定める市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力をを行うものとする。

ウ これら、施設等のしゅん工時における、市による確認の実施に関する詳細は、事業契約書（案）によるものとする。

## (4) 施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務に関するモニタリング

市は、選定事業者によって実施される施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務について、所定水準に基づき適正かつ確実なサービス提供がなされているかを確認するため、以下のモニタリングを行う。

なお、モニタリングにより上記の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、サービス対価の減額、サービス対価の支払の停止及び事業契約の解除等の措置を行うものとする。

### 1) モニタリングの対象となる業務

(施設等の維持管理業務)

I 1 (8) 2) アからキの各業務

(給食の運営等業務)

I 1 (8) 3) アからキの各業務

### 2) モニタリングの実施項目等

各業務に対するモニタリングの実施項目等は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と選定事業者で協議して決定する。

市は、各業務の実施段階に応じて、選定事業者が提出する業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

### 3) モニタリングの方法

ア 選定事業者からの業務報告書の提出

選定事業者は、事業契約等に基づき、各業務の実施結果を記録した業務報告書を作成し市に提出する。各業務報告書の提出期限は下表のとおりとする。なお、業務報告書の内容は、選定事業者の提案に基づき、事業契約の締結後に、市と選定事業者で協議をして、市が決定する。

報告書の種類	提出期限
業務報告書 (月報)	毎月の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。
業務報告書 (四半期報)	毎四半期の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。

イ 市のモニタリング

市の行うモニタリングは、下表のとおりとする。

種 別	方 法
モニタリング (月次)	選定事業者から提出された業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査や選定事業者に説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (四半期)	選定事業者から提出された業務報告書（四半期）を確認するほか、業務現場への立入検査や選定事業者に説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。業務現場への立入検査は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング (随時)	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務現場への立入検査をや選定事業者に説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認することがある。業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。

#### 4) モニタリングの結果

##### ア 業務の不履行の定義

業務の不履行により発生する状態を、学校給食の提供が不全となる状態である「① 提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態である「② 所定水準未達成の場合」の2つに分類する。

##### ① 提供不全の場合

提供不全の場合とは、「レベル1：給食を提供できなかった場合」と「レベル2：指定時間内に給食を配送できなかった場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

##### a レベル1：給食を提供できなかった場合

- i 選定事業者の責めに帰すべき事由により、児童生徒等が喫食できなかった場合
- ii 選定事業者の責めに帰すべき事由により、児童生徒等が調理終了後2時間以内に喫食できなかった場合
- iii 選定事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から20分を超えて配送され、児童生徒等が喫食できなかった場合

##### b レベル2：指定時間内に給食を配送できなかった場合

- i 選定事業者の責めに帰すべき事由により、市が指定する学校の給食開始時刻から20分以内に配送され、児童生徒等が調理終了後2時間以内に喫食できた場合

##### ② 所定水準未達成の場合

所定水準未達成の場合とは、提供不全の場合に該当しないことを前提に、施設等の維持管理業務及び給食の運営等業務が所定水準を達成しているか否かにより判断し、「レベル3：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合」と「レベル4：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合」を指す。それぞれの定義は下記のとおりとする。

##### a レベル3：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合

- i 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
- ii 衛生管理が不十分である場合

##### b レベル4：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

- i 衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、所定水準を満たすサービスの提供がされていない場合

業務の不履行の一覧表

① 提供不全の場合（学校給食の提供が不全となる状態）	レベル1：給食を提供できなかった場合
	レベル2：指定時間内に給食を配送できなかった場合
② 所定水準未達成の場合（提供が不全となる状態にまでは至らないが所定水準の未達成の状態）	レベル3：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
	レベル4：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

## イ 業務の不履行の判断

### ① 提供不全の場合の判断

- a 提供不全の場合は、市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、「レベル1：給食を提供できなかった場合」又は「レベル2：指定時間内に給食を配送できなかった場合」のいずれかについて判断する。
- b 提供不全の場合、市は選定事業者に対して、速やかに是正勧告を行う。

### ② 所定水準未達成の場合の判断

#### a 所定水準が達成されていると市が判断した場合の業務確認の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていると市が判断した場合、市は選定事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下「業務確認の通知」という。）を行う。

#### b 所定水準が達成されていないと市が判断した場合の是正勧告の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていないと市が判断した場合、市は選定事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）又は所定水準が達成されていないと市が判断した日から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、是正勧告を行う。ただし、次の場合は是正勧告を行わない。

- i 予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- ii 市の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- iii 見学者の責めに帰すべき事由により所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合
- iv 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成するサービスの提供がされなかった場合

## 5) 是正勧告

### ア 改善計画書の提出及び改善作業の着手

選定事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日（3日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。また、改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日（5日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善期日を、是正勧告の内容及び改善計画書の内容に応じて早めたり遅らせたりすることができるものとする。

### イ 改善計画書に基づく対応状況の報告及び業務現場への立入検査の実施

選定事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認する。

- ① 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されたと市が判断した場合、市は選定事業者に対して、速やかに業務確認の通知を行う。
- ② 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されていないと市が判断した場合、速やかに是正勧告（2回目以降）を行う。

## 6) サービス対価の減額

施設等の維持管理業務に対するサービス対価及び給食の運営等業務に対するサービス対価は、事業契約に定められたサービス対価の満額から、次に掲げる提供不全の場合及び所定水準未達成の場合における減額をしたものとなる。

### ア 提供不全の場合におけるペナルティポイント

市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全が選定事業者の責めに帰すべき事由による場合には、市は、選定事業者に対して是正勧告を行うとともに、選定事業者にペナルティポイントを計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、一つの食中毒事故の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒事故の発生につき一括して40ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。なお、当該食中毒事故の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、ペナルティポイントを計上しない。

また、市及び選定事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表1 提供不全の場合におけるペナルティポイント

影響を受けた給食数の割合 ※	ペナルティポイント	
	レベル1 (未提供の場合)	レベル2 (遅配の場合)
1%未満(0%を含まず)	2	1
1%以上 5%未満	4	2
5%以上10%未満	6	3
10%以上30%未満	8	4
30%以上	10	5

※ 影響を受けた給食数の割合 = (当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数) / (当該年度の4月における最大の提供給食数)

### イ 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

上記の4)イ②に基づいて是正勧告（2回目以降）が行われた場合、市は、是正勧告（2回目以降）の翌日から所定水準の未達成が解消されたことが確認できた業務現場への立入検査の前日までの日数（市の閉庁日を除く）に、表2に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとし、2四半期にまたがってペナルティポイント

が計上される場合、当該ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。

また、市及び選定事業者は、ペナルティポイントの付与に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表2 所定水準未達成の場合におけるペナルティポイント

ポイントの期間	ペナルティポイント	
	レベル3 (重大な影響が想定)	レベル4 (軽微な影響が想定)
1日当たり	2	1

ウ 合計ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期の6)アと6)イの合計ペナルティポイントにより、市は選定事業者に対して、表3のとおり減額の措置を講じる。また、減額の措置の対象は、施設等維持管理費相当分と給食運営等費相当分の合計額とする。算定例として、当該四半期に表3のサービス対価の減額割合が生じた場合の減額は、「(施設等維持管理費相当分+(給食運営等費相当分の固定料金+給食運営等費相当分の減額前の変動料金))×減額割合+(未提供給食数×1食当たりの変動料金の単価)」とするとともに、表3のサービス対価の減額割合が生じない場合であっても、「未提供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額を行うものとする。

なお、食中毒事故の発生の場合の上記算定例における未定供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に一括して計上する。

表3 合計ペナルティポイントによる減額割合

合計ペナルティポイント	サービス対価の減額割合
5以下	減額の措置を講じない
6以上 10以下	5%
11以上 20以下	10%
21以上 30以下	20%
31以上	40% + 当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における合計ペナルティポイントが20ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

エ 合計ペナルティポイントの連続発生に伴う支払停止

合計ペナルティポイントが連続発生した場合は、上記ウに掲げる措置に加え、市は選定事業者に対して、表4のとおり支払停止の措置を講じる。

表4 業務の不履行の発生頻度とサービス対価の支払停止

条件	措置
合計ペナルティポイントが21以上の事態が2四半期連続で発生した場合	当該四半期分のサービス対価の支払停止

支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降における四半期の合計ペナルティポイントが 20 ポイント以下であるときは、当該四半期分のサービス対価に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

## 7) 事業契約の解除

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちに事業契約の解除を行うことができる。当該手続は、事業契約の第 71 条による。

ア 選定事業者が、上記の 4) ア に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記の 4) イ ② に準じて是正勧告（2 回目）を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合

イ 選定事業者が、上記の 4) ア に基づく改善計画書において定めた期限までに業務の不履行の状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記の 4) イ ② に基づいて是正勧告（2 回目）を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づき市に対して提出された選定事業者の改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務の不履行の状態の改善及び復旧を確認できない場合

ウ 連続する 2 四半期の合計ペナルティポイントの合計が 61 以上の場合

## (5) 財務の状況に関するモニタリング

ア 選定事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、当該事業年度の最終日から起算して 3 か月以内に、市に提出しなければならない。なお、公認会計士による監査を行うものとする。

イ 市は、アに基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、選定事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、選定事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行する。

## VI その他に関する事項

### 1 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、東根市のホームページに掲載する。

### 2 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置にしたがう。また、本事業に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 3 金融機関等と市の協議（直接協定）

市は、本事業の円滑な実施及び継続性を確保するため、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

#### **4 特定事業の選定の取消し**

入札参加者がいない場合又は開札したすべての入札金額に基づいて算定された契約金額が、市の定めた予定価格を超えている場合は、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## Ⅶ 提出書類等の一覧

- 1 入札説明書等に関する説明会及び質問並びに各学校説明会に関する提出書類
  - <様式 1 >入札説明書等に関する説明会参加申込書（事業計画地説明会を含む） A4 版 1 枚
  - <様式 2 >入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目） ..... A4 版一枚
  - <様式 3 >各学校説明会参加申込書 ..... A4 版 1 枚
  
- 2 入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書等に関する提出書類
  - <様式 4 >入札参加表明書 ..... A4 版一枚
  - <様式 5 >競争参加資格確認申請書 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 6 >委任状 ..... A4 版一枚
  - <様式 7 >グループ構成員一覧表 ..... A4 版一枚
  - <様式 8 >設計企業の資格等要件に関する書類 ..... A4 版一枚
  - <様式 9 >建設企業の資格等要件に関する書類 ..... A4 版一枚
  - <様式 10 >運営企業の資格等要件に関する書類 ..... A4 版一枚
  - <様式 11 >入札参加グループの構成員に関する納税に関する書類 ..... A4 版一枚
  - <様式 12 >グループ構成員変更承諾願 ..... A4 版一枚
  - <様式 13 >入札辞退届 ..... A4 版一枚
  
- 3 入札書等に関する提出書類
  - <様式 14 >入札書等及び入札提案書類提出届 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 15 >入札書等及び入札提案書類確認リスト ..... A4 版 2 枚
  - <様式 16 >委任状（代理人） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 17 >入札書 ..... A4 版 2 枚
  - <様式 18 >要求水準書に関する確認書 ..... A4 版 1 枚
  
- 4 入札提案書類に関する提出書類
  - <様式 19 >入札提案書 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 20 > 1-1 事業計画に関する提案書 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 21 > 1)-1 事業計画の基本方針（事業計画の基本方針と事業スケジュール） A4 版 1 枚
  - <様式 22 > 1)-2 事業計画の基本方針（事業実施体制） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 23 > 2)-1 資金調達計画 ..... A4 版一枚
  - <様式 24 > 2)-2 資金調達計画（同意書又は関心表明書） ..... A4 版一枚
  - <様式 25 > 3) リスク管理計画 ..... A4 版 2 枚
  - <様式 26 > 4) キャッシュフロー計画 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 27 > 1-2 事業計画に関する提案書（長期事業収支計画表等） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 28 > 長期事業収支計画表（損益計算書） ..... A3 版 1 枚
  - <様式 29 > 長期事業収支計画表（資金収支計算書等） ..... A3 版 1 枚
  - <様式 30 > 入札金額等内訳書（施設等整備費相当分） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 31 > 入札金額等内訳書（建設業務及び関連業務費用） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 32 > 入札金額等内訳書（施設等維持管理費相当分） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 33 > 入札金額等内訳書（給食運営費相当分） ..... A4 版 1 枚
  - <様式 34 > 固定料金分と変動料金分の説明 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 35 > 2-1 施設計画等に関する提案書 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 36 > 施設計画の概要等 ..... A4 版 1 枚
  - <様式 37 > 建築計画の概要と特徴（構造計画・外構計画を含む） ..... A4 版 2 枚
  - <様式 38 > 電気設備計画の概要と特徴 ..... A4 版 2 枚
  - <様式 39 > 機械設備計画の概要と特徴 ..... A4 版 2 枚
  - <様式 40 > 1) 周辺環境 ..... A4 版 2 枚
  - <様式 41 > 2) 配置計画・外部動線計画 ..... A4 版 2 枚

<様式42>	3) 内部ゾーニング計画、内部動線計画、必要諸室計画 .....	A4版4枚
<様式43>	4) 調理設備計画、食器食缶等調達計画、施設備品調達計画 .....	A4版4枚
<様式44>	5) 施設等の機能性・経済性.....	A4版2枚
<様式45>	6) 施設等の施工計画 .....	A4版1枚
<様式46>	2-2 施設計画等に関する提案書(図面集) .....	A3版1枚
<様式47>	透視図(鳥瞰).....	A3版1枚
<様式48>	配置図(1/400) .....	A3版1枚
<様式49>	各階平面図(1/200) .....	A3版一枚
<様式50>	立面図(4面)(1/200) .....	A3版一枚
<様式51>	断面図(2面以上)(1/200) .....	A3版一枚
<様式52>	外部仕上表 .....	A3版一枚
<様式53>	内部仕上表 .....	A3版一枚
<様式54>	調理設備一覧表 .....	A3版一枚
<様式55>	食器食缶等一覧表 .....	A3版一枚
<様式56>	設備品一覧表 .....	A3版一枚
<様式57>	3 維持管理計画に関する提案書 .....	A4版1枚
<様式58>	1) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、附帯施設保守管理業務 ..	A4版2枚
<様式59>	2) 調理設備・食器食缶等・施設備品保守管理業務 .....	A4版3枚
<様式60>	3) 清掃業務 .....	A4版2枚
<様式61>	4) 警備業務 .....	A4版1枚
<様式62>	4 運営等計画に関する提案書 .....	A4版1枚
<様式63>	1) 運営等業務の基本方針及び実施体制 .....	A4版2枚
<様式64>	2) 調理業務 .....	A4版3枚
<様式65>	3) 衛生管理業務 .....	A4版2枚
<様式66>	4) 配送・回送業務 .....	A4版2枚
<様式67>	5) 洗浄・残滓処理業務 .....	A4版2枚
<様式68>	6) 運営備品調達業務 .....	A4版1枚
<様式69>	7) 開業準備業務 .....	A4版1枚
<様式70>	5 提案全体に関する提案書 .....	A4版1枚
<様式71>	1) 地域経済への配慮 .....	A4版1枚
<様式72>	その他提案全体 .....	A4版1枚

## 5 電子データ

- <様式28>及び<様式29>に関する電子データ(FD・EXCEL形式)
- <様式19>から<様式72>に関する電子データ(CD-R・PDF形式)

#### 本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

住 所：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電 話：0237-42-1111（内線 3121）

F A X：0237-43-2413

e-mail：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：http://www.city.higashine.yamagata.jp